



平成 28 年 12 月 9 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報担当

最大罰金 20 万円！

資源物の持ち去り行為の禁止に関する 条例を制定しました

市では、ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止を規定した「廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を平成 29 年 1 月 1 日(日)より施行します。

ぜひ、貴媒体への告知および取材・掲載方、よろしくお願ひいたします。

記

1. 施行日 平成 29 年 1 月 1 日(日)

【持ち去り対策における条例改正の概要】

市長または市長が指定する者以外の者が、行政回収のためにごみの集積所に出された資源物を持ち去る行為を禁止。

資源物の持ち去りを行う者に対して、市長は持ち去り行為の禁止命令を行うことができる。

市長が行った禁止命令に従わず、持ち去り行為を続けた者の氏名などを公表することができる。また、20 万円以下の罰金に処せられる場合がある。(違反者が属する法人などに対しても同様。)

【持ち去り行為を防ぐために】

資源物を「国立市が収集する資源物」として排出したことを明示するために付けていただく「持ち去り禁止看板」(右上)の掲示や、「意思表示紙」(右下)の貼付のご協力をお願いします。

これらは、担当係窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。(看板は制作中です。納品次第、配布します。)



「持ち去り禁止看板」(上)と、「意思表示紙」(下)をご利用ください。

お問い合わせ

国立市生活環境部 ごみ減量課清掃係

TEL : 042-576-2111(内線 141 ~ 143,149)